

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和5年9月27日

2. 回答を行った年月日

令和5年10月20日

3. 新事業活動に係る事業の概要

(1) 申請者は、アプリ上・インターネット上で職業紹介を行う。

(2) 申請者は、使用者（求人者）に対して、以下のいずれかの方法によって労働者の「年齢を証明する戸籍証明書」（以下「年齢証明書」という。）を事業場に備え付けることを案内する。なお、以下の「pdfファイル又は画像ファイル」は、インターネットを通じて（Webブラウザ上で）使用可能である本サービスの使用者（求人者）用管理画面に表示され、又は使用者（求人者）が自らの電子計算機その他の機器に保存する等によって、必要に応じ当該ファイルに記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようになっていることを前提とする。

① 労働者に、自身の年齢証明書を、pdfファイル又は画像ファイルの形で記録させ、あらかじめ申請者又は申請者の委託先事業者（申請者がpdfファイル又は画像ファイルの保管・管理を委託する事業者。以下同じ。）に送付させておく。その上で、個別の求人案件に応募する際に、申請者又は申請者の委託先事業者から、氏名等とともに、自動で使用者（求人者）に送付され（応募の際に送付することについては、事前に労働者の了解を取得する。）、これを使用者（求人者）が備え付ける。

② 労働者に、自身の年齢証明書を、pdfファイル又は画像ファイルの形で記録させ、あらかじめ申請者又は申請者の委託先事業者に送付させておく。使用者は、これを、申請者又は申請者の委託先事業者のシステムを通じて、本サービスの使用者（求人者）用管理画面上で確認することができ（管理画面から、pdf又は画像ファイルをダウンロードできる。）、これによって備え付ける。

③ 労働者に、自身の年齢証明書を、pdfファイル又は画像ファイルの形で記録させ、これを使用者（求人者）に送付させ、使用者（求人者）がこれを備え付ける。

④ 労働者に、自身の年齢証明書（原本）を使用者（求人者）のもとに持参させ、使用者（求人者）がこれを備え付ける。

⑤ 労働者に、自身の年齢証明書（原本）を使用者（求人者）のもとに持参させ、使用者（求人者）がpdfファイル又は画像ファイルの形で記録し、備え付ける（原本は返却する。）。

⑥ 労働者に、自身の年齢証明書（原本）を使用者（求人者）のもとに持参させ、使用者（求人者）がこれをコピーし、当該写しを備え付ける（原本は返却する。）。

⑦ 労働者に、自身の年齢証明書（写し）を使用者（求人者）のもとに持参させ、使用者（求人者）がこれを備え付ける。

(3) 一度勤務し、既に年齢証明書が備え付けられている事業場（使用者）における別の求人案件に応募する（実際に勤務する）場合には、上記の送付又は持参は不要とする。

#### 4. 確認の求めの内容

上記3. 記載の新事業活動において、使用者（求人者）による本サービスの利用に伴って行われる申請者から使用者（求人者）への案内に基づき、使用者（求人者）が行う戸籍証明書の備付け方法・態様が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第57条第1項及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）第4条第1項に抵触しないことを確認したい。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

労働基準法第57条第1項の定めにより、使用者は、満18才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならないとされており、当該証明書は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条第1項及び同令別表第1の1の表により、電磁的記録によることが認められている。

この点、照会者のサービスは、使用者が、労働者の年齢証明書の原本若しくは写し又はその電磁的記録を保存し、上記の方法で備え付ける必要があることを利用者に案内するというものであるところ、その案内を受けて、当該方法により使用者が電磁的記録による戸籍証明書の備付けを行った場合でも、労働基準法第57条第1項及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条第1項に違反しない。

また、満18才に満たない者が同一の事業場に繰り返し雇用される場合において、労働基準法第57条第1項の趣旨は、満18才に満たない者の就労については労働基準法上特別の保護規定があるため、当該規定の履行確保のために必要な年齢証明書を備え付ける義務を定めているものであり、雇入れ時に、その都度最新の年齢証明書を備え付けることを求めるものではないことから、過去に雇い入れた者であって、満18才に満たない者の年齢証明書が事業場に既に備え付けられている場合、新たに当該労働者の年齢証明書を備え付けなくとも労働基準法第57条第1項に違反しない。